

藤枝市教育委員会

令和4年6月定例会議案

令和4年6月23日

藤枝市教育委員会 6 月定例会議事日程

日 時 令和4年6月23日（木）午前10時から
場 所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

- | | | |
|--------|------------------------------------|------|
| 第20号議案 | 藤枝市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について | -P1- |
| 第21号議案 | 藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則の申出について | -P3- |

日 程 第2

・諸般の報告

○教育政策課

- | | | |
|--------|--------------------------|-------|
| ・令和4年度 | 教育委員会事業評価について | -P10- |
| ・令和4年度 | 全国学力・学習状況調査結果の公表についての考え方 | -P11- |

○生涯学習課

- | | |
|----------------------|-------|
| ・青少年健全育成成功労者の表彰式について | -P12- |
|----------------------|-------|

○その他

閉 会

藤枝市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

藤枝市立学校給食センター条例（昭和 54 年藤枝市条例第 13 号）第 6 条及び藤枝市立学校給食センター運営委員会規則（昭和 54 年藤枝市教育委員会規則第 7 号）第 2 条の規定により、別紙の者を藤枝市立学校給食センター運営委員会委員に委嘱する。

令和 4 年 6 月 23 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市立学校給食センター運営委員会の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市立学校給食センター運営委員会委員（案）

No.	氏名	役職名等	新任・再任 ・継続	備考
1	杉本 さとみ	瀬戸谷中学校校長	新任	1号
2	村上 伸明	稲葉小学校校長	新任	1号
3	黒瀬 純孝	瀬戸谷小学校校長	再任	1号
4	白澤 江里子	P T A連絡協議会代表	新任	2号
5	赤木 未奈	P T A連絡協議会代表	新任	2号
6	久永 正道	高洲南小学校保護者代表	新任	2号
7	新木 一志	青島東小学校保護者代表	新任	2号
8	加塩 幸子	瀬戸谷中学校保護者代表	新任	2号
9	藪崎 里恵	葉梨小学校保護者代表	新任	2号
10	紅林 定宏	大洲中学校保護者代表	新任	2号
11	成田 伸明	岡部中学校保護者代表	新任	2号
12	原川 亜希	藤岡小学校保護者代表	新任	2号
13	鈴木 光洋	稲葉小学校保護者代表	新任	2号
14	市野 真佐幸	藤枝小学校保護者代表	新任	2号
15	榊原 愛理	青島北小学校保護者代表	新任	2号
16	加瀬澤 幹天	広幡小学校保護者代表	新任	2号
17	牧田 吉晴	青島北中学校保護者代表	新任	2号
18	谷村 智英	西益津中学校保護者代表	新任	2号
19	小林 正明	志太医師会代表	再任	3号
20	河野 哲也	中部健康福祉センター技監兼衛生薬務課長	再任	3号
21	梶川 佐知子	学校教育監	再任	4号

任 期

令和4年4月1日～令和5年3月31日（任期1年）

変更理由

任期満了による

【藤枝市立学校給食センター条例】(昭和54年条例第13号)抜粋
第6条(運営委員会)

- 1 給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、藤枝市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について審議する。

【藤枝市立学校給食センター運営委員会規則】(昭和54年藤枝市教委規則第7号)抜粋
第2条(組織)

- 1 運営委員会は、委員40人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから藤枝市教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 藤枝市立小・中学校長
 - (2) 藤枝市立小・中学校のP T Aが推薦する者
 - (3) 藤枝市立小・中学校校医
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者

第 2 1 号議案

藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則の
申出について

藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和 60 年藤枝市教育委員会規則第 16 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 6 月 2 3 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

公共施設予約システム導入に伴い、第 4 号様式「藤枝市勤労青少年ホーム利用許可書」をシステムから出力される書式に変更するため、藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する。

藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則(昭和60年藤枝市教育委員会規則第16号)

の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則様式第4号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和 60 年藤枝市教育委員会規則第 16 号）新旧対照表

改正前	改正後
第 4 号様式 別記 1（改正前）のとおり	第 4 号様式 別記 1（改正後）のとおり

第4号様式(第5条関係)

藤枝市勤労青少年ホーム利用許可書

第 号

年 月 日

様

藤枝市教育委員会 [印]

次のとおり藤枝市勤労青少年ホームの利用を許可します

利 用 日 時	年 月 日(曜日)	
	午前 午後	時から 午後 時まで
利 用 目 的		
利 用 施 設	調理講習室、第1集会室、第2集会室、茶室、作法室、音楽室、体育室(図書室、娯楽談話室)	
利 用 予 定 人 員	人	
利 用 責 任 者	住所	氏名 TEL ()
※ 使 用 料	円	使用料領 収 日 日 付

利 用 上 の 注 意	<p>1 この許可書は、利用の際、職員に提示して下さい。</p> <p>2 この許可書は、他人に譲渡、転貸できません。</p> <p>3 職員の指示にしたがって下さい。</p> <p>4 既納の使用料は、規則で定められている場合のほかは、お返ししません。</p> <p>5 その他藤枝市勤労青少年ホーム条例、同条例施行規則を遵守すること。</p>
----------------------------	---

第 4 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

藤枝市勤労青少年ホーム利用許可書

団体名

代表者

住所

藤枝市教育委員会

下記のとおり利用を許可します。

利用目的		人数		催事名					
料金区分、減免等									
No.	利用会場・設備名		利用日時		使用料				
使用料	円	減免額	円	請求額	円	納付済額	円	未納額	円
				収納受付日	年 月 日				
				収納受付者					

(注意事項)

- この許可書は、利用の際、職員に提示してください。
- この許可書は、他人に譲渡、転貸できません。
- 職員の指示に従ってください。
- 既納の使用料は、規則で定められている場合のほかは、お返ししません。
- その他藤枝市勤労青少年ホーム条例、同条例施行規則を遵守してください。
- 領収印欄に領収印がないものは無効とします。

領収印

領収印

令和4年度 教育委員会事業評価について

(教育政策課)

1 教育委員会の事業評価とは

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育委員会が行う事務の管理及び執行について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていきます。

市が令和3年度の重点戦略事業として位置付けた6事業及び教育委員会が重点事業として選定した2事業の計8事業について、教育環境の充実を総合的に推進することを目的に、各方面の有識者からなる「藤枝市子ども未来応援会議」に「教育委員会事業評価部会」を設け、必要性、有効性等の観点から事業評価を実施します。

2 スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 評価部会の開催 | 7月27日(水) |
| (2) 定例教育委員会への報告 | 8月9日(火) |
| (3) 議会報告 | 9月議会 |
| (4) 公表 | 議会報告後、ホームページ掲載により公表 |

3 評価対象事業

No.	事業名	担当課
1	スクールロイヤー活用事業費	教育政策課
2	小中一貫教育推進事業費	教育政策課
3	特別支援教育支援員等活用事業費	教育政策課
4	トイレ環境改善事業費	教育政策課
5	空調設備整備事業費	教育政策課
6	新学校給食センター整備事業費	学校給食課
7	科学探求心育成事業費	生涯学習課
8	子ども読書活動推進事業費	図書課

4 評価部会員

No.	氏名	所属団体等
1	内藤 久美(新)	PTA連絡協議会(高洲小)
2	男城 幸枝	県立藤枝特別支援学校
3	黒岩 一雄(新)	常葉大学
4	山下 由花	校長会
5	松永 由弥子	静岡産業大学

1 概要

全国学力・学習状況調査は、文部科学省が日本全国の小中学校の最高学年（小学6年生、中学3年生）全員を対象として、学力及び学習状況の調査を行うものである。今年度の調査教科は、小学校では国語、算数、理科（3年に一度）、中学校では国語、数学、理科（3年に一度）となっており、併せて、児童生徒の生活習慣に関する質問紙調査も行われている。

2 基本的な考え方

全国学力・学習状況調査の目的は、児童生徒の学力や学習状況を把握し、調査結果を踏まえ、児童生徒の学習状況の改善に努めるとともに、今後の授業改善や学校運営に生かすことである。

本市はこの本来の目的の下、児童・生徒に対して、調査の詳細結果を個別に知らせ、結果を今後はどう生かしたらよいか助言したり考えさせたりし、個別の教育指導につなげていく。

また、各校で調査結果を分析し、成果や課題を把握した上で、学校だより等を通して保護者や地域住民に知らせ、説明責任を果たしていく。

3 調査結果の活用状況及び公表の方法

(1) 市教育委員会として

市全体の結果が、国・県と比べてどのような状況なのかを、具体的な数値でなく記号等を用いて、ホームページ上で保護者や地域住民に公表していくが、各学校の結果については公表しない。

(2) 学校として

各学校では、国・県・市全体との比較、自校の傾向や課題、今後の対応策等をまとめ、保護者や学校運営協議会等に公表していく。その際には、具体的な数値は用いず、記号やことばで表していく。

また、個々の児童・生徒の結果については各個人に知らせ、併せて個別指導を行っていく。

4 今後の予定（スケジュール）

- ・ 4月19日 令和4年度全国学力・学習状況調査
- ・ 8月下旬 県教育委員会より各市町に結果送付
- ・ 9月上旬～ 各学校で児童生徒に対して個々に結果を知らせ、市の結果を分析委員会により分析
- ・ 10月上旬 市の分析結果を学校に公表するとともにホームページ上に公開
- ・ 10月中旬～ 各学校より自校の分析結果を保護者や学校運営協議会等に公表

5 活用状況

教科ごと正答及び誤答・無答の傾向や課題を分析し、授業改善につなげるとともに、学習状況調査とクロス集計をすることで、児童生徒の学力と生活習慣との関連も分析し、指導に生かしている。また、調査結果を市の総合計画や小中一貫教育推進計画に反映させ、教育施策を推進する上での参考値としている。

青少年健全育成功労者の表彰式について

(生涯学習課)

1 趣旨

本市では、毎年7月の「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」に合わせ、青少年健全育成に多大な功労があった市民に対する表彰式を含む青少年健全育成運動の市民大会を開催しているが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市民大会は中止し、受賞者のみの参加による表彰式を行う。

2 概要

(1) 日 時 令和4年7月2日(土) 午前9時15分～午前10時

(2) 会 場 藤枝市生涯学習センター 第1会議室

(3) 表彰者 ① 青少年補導永年功労表彰者 青少年問題協議会会長
(藤枝市長 北村正平)
② 青少年健全育成功労表彰者 青少年健全育成推進会議会長
(藤枝自治会連合会長 増田勝利)

(4) 受賞者 ① 青少年補導永年功労表彰(補導員歴6年以上の功労者) 11名
(内訳) 稲葉1名、広幡2名、西益津1名、藤枝1名、青島1名、
高洲4名、大洲1名
② 青少年健全育成功労表彰(見守り隊等による功労者) 21名
(内訳) 藤枝7名、広幡11名、藤岡1名、稲葉1名、青島1名

3 その他

(1) 記念品の授与

受賞者には、表彰状と記念品(手回し充電ラジオ)を授与する。

(2) 広報紙への掲載

広報ふじえだ7/20号に受賞者名を掲載する予定。

令和4年7月 行事予定

日	曜	内 容	会場	時間
1	金			
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水			
7	木			
8	金			
9	土			
10	日			
11	月			
12	火			
13	水			
14	木			
15	金			
16	土			
17	日			
18	月			
19	火			
20	水			
21	木	教育委員会定例会	市民会館会議室	10:00
22	金			
23	土			
24	日			
25	月			
26	火			
27	水	定例記者会見		11:00
28	木			
29	金			
30	土			
31	日			